

神戸印刷工組合規約

第一章 名 稱

第一條 本組合ヲ神戸印刷工組合ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本組合員ハ總テ時勢ニ應ジテ同一歩
調ノ行動ヲ執ルコト

第三條 本組合員ノ技術ノ進歩ヲ圖ルコト

第四條 本組合員間相互ノ親睦ヲ厚クスルコト

第五條 本組合員ノ吉凶禍福ヲ慶弔スルコト

第六條 本組合ハ労働條件ノ改善ヲ圖ルト共ニ
徳性ノ涵養、識見ノ開發、地位ノ向上、
生活ノ安定ヲ期スルコト

第七條 本組合員ハ兵庫縣下ニ於テ印刷業ニ
従事スル者及ビ是レニ附随スル職工ヲ以テ
組織ス

第八條 本組合員ヲ正組合員及ビ準組合員ノ
二種ニ分テ滿十五歳以上ヲ正組合員トシ十
五歳以下ヲ準組合員トス

代 議 員 若干名
會 計 檢 査 役 二名
一 名

第十九條 組合長ノ任期ハ滿一ケ年トシ組合
員總會ニ於テ普通選舉ヲ以テス
但シ従事員以外ヨリ選出スルコトヲ得

第二十條 副組合長、理事長、主事、理事ノ任
期ハ滿一ケ年トシ代議員中ヨリ選出スルコト
第二十一條 代議員ノ任期ハ一ケ年トシ一
般組合員中ヨリ選出スルコト

第二十二條 代議員ハ各工場ニ於テ一名若ク
ハ二名ヲ選出スルコト
代議員他ニ轉勤シタルトキハ後任者ヲ選舉
シ直チニ本部ニ報告スベシ
但シ十名以上ノ工場ハ二名、十名以下ノ
工場ハ一名トス

第二十三條 本組合役員ハ再選スルコトヲ得
第二十四條 顧問ハ本組合ノ重要ナル事項ノ

此場合ハ豫メ其以前ニ於テ組合員一般ニ
日時事項及場所ヲ通知スルモノトス

第三十九條 組合員總會ノ議長ハ組合長トス
組合長事故アルトキハ副組合長之ヲ代理ス

第四十條 理事會ハ毎月一回組合長是レヲ召
集シ事務所ニ於テ行フモノトス

第四十一條 役員會ハ隔月一回組合長之ヲ召
集シ本組合ノ重要事項ヲ協議スルモノトス
此場合ハ前以テ日時及ビ場所等ヲ通知ス
ルモノトス

第四十二條 理事會及役員會ニテ決議シタル
事項ハ更ニ組合長ノ承認ヲ經ザレバ行フコ
トヲ得ズ

第四十三條 總テノ會議ハ普通會議法ニ依リ
其決議ハ定員ノ半數以上出席セザルトキハ
無効トス

可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第八 章 會 計

第四十四條 本組合ノ經費ハ毎月各部ニ於テ
計算シ會計係ハ理事會ノ査定ヲ經テ組合長
ニ報告スルモノトス

第四十五條 本組合ノ一般會計報告ハ毎月發
行ノ「印刷工新聞」紙上ニ掲載ス

第四十六條 本組合費及基本金ハ組合ノ名義
ノ下ニ貯蓄スルモノトス